

最高裁がリニア中間判決上告を棄却、原告団・弁護団が抗議声明

東京高裁の中間判決維持の判決を受けて、原告39名が最高裁に上告、上告の理由書を提出していましたが、最高裁は9月3日、上告を棄却する決定を弁護団に通知しました。

原告適格排除の判断や、リニアの安全性、自然環境の破壊などについては弁論を行わず、地裁・高裁判決を踏襲した今回の決定は許されません。

原告団・弁護団は今回の最高裁決定について、9月11日午後、東京の司法記者クラブで記者会見を行い、この決定に強く抗議する声明を発表しました。

会見には弁護団から関島保雄共同代表、横山聡事務局長、和泉貴士事務局次長の三弁護士、原告団から橋本良仁事務局長、リニア沿線ネットの天野捷一共同代表が出席しました。

記者団には抗議声明を手渡し、始めに関島弁護士が、「最高裁上告が、地裁・高裁の中間判決の不当性を認めたことは、リニアの安全性や南アルプスの自然破壊などを許せないとする原告の当然かつ普遍的な理由を排除するものであり、到底認めることはできない。リニア工事について静岡県の大井川で地下水の減水予測、岐阜県では地下水のトンネル内流出で周辺地域の井戸枯れ、地盤沈下などが起きている。こうした深刻な事態が起きているのに、認可時以降に起きているから争点ではないとする裁判所の判断は受け入れられない。リニア問題の本質を見ない最高裁決定は認められない。まだ二つの裁判があるので、原告団・弁護団は争っていききたい」と述べました。横山弁護士もリニアの安全性や避難対策の不在、自然環境の破壊に反対する原告を除外した裁判所の判決や決定に強く抗議しました。

このあと、原告の橋本氏と本訴原告の天野氏からも、「行政訴訟法改正で原告適格の法律上の利益を拡大するようになったのに、司法は原告適格を狭小に考えている。土地所有者や立木トラスト、土地トラストの参加者を排除したのは不当である」、「アメリカでは巨額な投資に反対する市民の声で、政府もリニア計画から撤退する判断をした。日本のリニアの現時点の問題点はずさんな環境影響調査が原因であり、司法はそのことを誤って見てはいけない」などと述べ、最高裁決定に反論しました。

最高裁決定、抗議声明は添付しますので、ご確認ください。

(文責：リニア訴訟事務局 天野捷一)



年内のリニア訴訟予定

10月30日(木) 13:30

ストップ・リニア！訴訟控訴審第7回口頭弁論(東京高裁)

12月15日(月) 時間確認中

中間判決差戻し審第1回口頭弁論(東京地裁)